

つなぎ資金貸付制度の内容

1．基金の名称

みなかみ町まちづくり活動つなぎ資金貸付基金

2．基金の目的

みなかみ町における協働のまちづくりを推進し、地域の活性化が期待できる公益的な事業であって、国、県又はその他の団体の補助金等交付決定を受けている団体に対し、基金の範囲内において、補助金等を受け取るまでの間、補助対象事業の経費の支払いに必要な資金（つなぎ資金）の貸付けを行い、まちづくり活動が円滑に行われることを目的とします。

3．基金の額

基金の額は、1,000万円とします。

4．貸付対象団体

次のすべての事項に該当する団体とします。

町内に事務所等を有する団体

国、県又はその他の団体の補助金等交付決定を受けている団体

5．貸付対象事業

次のすべての事項に該当する事業とします。

主たる活動が町内である事業

協働のまちづくりを推進し、地域の活性化が期待できる公益的な事業

国、県又はその他の団体の補助金等交付決定を受けている事業

6．貸付金額

貸付金額は、補助金等交付決定額の80パーセント以内とします。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

7．貸付条件

貸付利息 無利子

貸付期間 貸付けの日から補助金等を受け取った日以後14日以内まで

償還方法 一括払い

8．貸付申請

貸付けを受けようとするときは、貸付申請書に必要な書類を添えて町に提出するものとします。